

～～組合員の皆様へ～～

組合員証等の有効期限到来前のマイナ保険証 及び資格確認書の取扱い等に関する事前周知について

令和6年12月2日に組合員証等の新規発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード）での医療機関等の受診を基本とする仕組みに移行しました。

現在、お持ちの組合員証等（健康保険証）の有効期限は、令和7年12月1日で満了となります。

令和7年12月2日以降は、「マイナ保険証」又は「資格確認書」で医療機関等を受診することとなりますので、下記のとおりご案内いたします。

1 マイナンバーカードの有効期限について

マイナンバーカードそのものの有効期限は、発行日から10回目の誕生日（未成年者は5回目）までです。

マイナンバーカードの更新には、事前申請を行い、交付時に市区町村窓口で新しいマイナンバーカードと交換になります。

詳細：<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001505560.pdf>

2 マイナンバーカードの電子証明書の有効期限と更新手続について

電子証明書とは、「ログインした者が、利用者本人であること」を証明するものであり、マイナ保険証利用時に必要です。

有効期限は年齢問わず、マイナンバーカードの発行日から5回目の誕生日までです。

電子証明書の有効期限の2～3か月前を目途に有効期限通知書が届きますので、速やかに更新手続をお願いします。

詳細：<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001459106.pdf>

3 マイナンバーカードの健康保険証の利用登録状況の確認方法について

マイナンバーカードに健康保険証の利用登録がされているかは、マイナポータルにてご確認ください。

現在、お手元の健康保険証をご利用中の方は、有効期限到来前に今一度、ご自身がマイナンバーカードを持っているか、また、当該マイナンバーカードの健康保険証の利用登録が済んでいるかご確認ください。

詳細：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html

4 資格確認書が交付される方について

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証利用登録をしていない方
- ・マイナ保険証の利用登録を解除した方
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方
- ・マイナンバーカードを返納した方

※マイナ保険証をお持ちでない方等を対象に、令和7年11月中にお勤め先の共済事務担当課を通じて資格確認書を交付します。

※すでに資格確認書が交付されている方には交付されません。

5 マイナ保険証の利用登録をされている方について

追加のお手続きは必要ございませんので、マイナ保険証を医療機関等でご利用ください。ご利用する前にマイナンバーカードの有効期限をご確認ください。

6 お持ちの組合員証等について

令和7年12月2日以降にご自身で破棄をお願いします。

※令和7年12月1日までに組合員・被扶養者の方が資格喪失したときは、速やかに組合員証等の返納をお願いします。

7 マイナ保険証で受診するメリットについて

① データに基づき、より良い医療が受けられます。

患者ご本人の同意のもと、過去に処方された薬や診療情報、特定健診等の情報が医師・薬剤師に正確に共有されます。初めて受診する医療機関・薬局でも安心です。

② 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが不要。

突然の入院や手術の際も高額な支払い（高額療養費制度で定める限度額を超える支払い）が不要になります。従来は、窓口での負担を抑えるために、事前に「限度額適用認定証」を申請する必要などがありました。

③ マイナポータルで医療費通知情報を入手でき医療費控除の確定申告が簡単にできます。

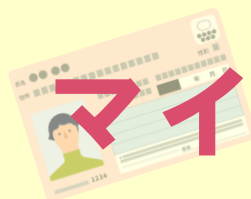
④ 救急現場でも役立ちます。

ご自身で持病や飲んでいるお薬などの情報を説明することが難しい状態でも、救急隊が日頃通院している医療機関やお薬の記録を確認することで、適切な応急処置や医療機関への迅速な搬送につながります。

詳細：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22682.html

お手元の健康保険証の有効期限は、
令和7年**12月1日**で**満了**となります。

健康保険証の有効期限が切れたあとは、

 **マイナ保険証**が**資格確認書**

で医療機関・薬局にて受付をしてください。

マイナ保険証ならではのメリット



過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる



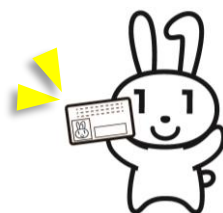
突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる



救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される



マイナンバーカードは健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃から持ち歩いて、ご活用ください！



マイナ保険証の利用登録について

受診する際にマイナンバーカードをお持ちください。

医療機関等の受付窓口には顔認証付きカードリーダーが設置されているので、マイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。



医療機関等に行く機会が少ない方は、マイナポータル(裏面参照)やセブン銀行のATMでの事前登録がおすすめです！



ご自身の利用登録状況が分からない方は、
いまのうちに確認しましょう！



裏面へ



ご自身がマイナ保険証の利用登録をしているか マイナポータルにてご確認ください

マイナ保険証の利用登録状況の確認方法



1

- ・スマートフォン
 - ・マイナンバーカード
- を用意します



2

「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。

3

「健康保険証」を押します

4

「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録状況をご確認ください

「未登録」の方は、画面に表示される「登録」を
タップするとその場で登録完了できます！



あわせて確認！電子証明書の有効期限

- ・マイナンバーカードには、“ログインした者が、あなたであること”を証明するための電子証明書が搭載されています。
- ・電子証明書には、有効期限が設定されています(確認方法は右図参照)。有効期限通知書がお手元に届きましたら、お早めに更新をお願いします。
- ・なお、電子証明書の有効期限切れから3カ月間※は、引き続きマイナ保険証で受診できます。ただし、保険資格情報の提供のみで、診療情報・薬剤情報等の提供はできません。

※ 有効期限満了日が属する月の末日から3カ月間



よくある質問



マイナ保険証でないと受診等できないの？

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書が交付されます。登録したことを忘れている場合もあるので、記憶があいまいな方はマイナポータルにてご自身の利用登録状況をご確認ください。

